

第1回 奈良市特殊勤務手当検討委員会 議事録

1 担当課：奈良市総務部人事課

2 日時：平成24年4月27日（金） 13：00～

3 場所：奈良市役所第1研修室（中央棟6階）

4 出席者

委員：委員長 森裕之 委員 楠茂樹 委員 倉本みゆき 委員 松山治幸 委員
奈良市長 仲川 元庸

事務局：小西総務部長、小林総務部理事、外良人事課長、中井人事課長補佐、
池本人事課給与係長、山岡

5 会議事項

(1) 委員の委嘱について

(2) 委員長の選出について

(3) 奈良市特殊勤務手当検討委員会公開要領について

(4) 今後の進め方について

6 会議の内容

事務局：ただ今から奈良市特殊勤務手当検討委員会を始めさせていただきます。皆様方には公私ともに大変お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。まずはじめに、仲川市長からご挨拶申し上げます。仲川市長、よろしくお願ひします。

市長：皆様方、大変お忙しい中、今回の特殊勤務手当の委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。奈良市を挙げて非常に大きな関心を持っているテーマでございますので、議論の内容ですとか、どのような審議をなすのかについては、議会だけでなく市民が非常に大きな関心を持っているテーマだと思ひます。このテーマについては、今までは非常に闇の部分に葬られてきた奈良市のテーマでございます。いわゆる公務員がお手盛りで自分たちだけが得をすればいいという発想で、市政も議会も大きく聞き込みをすることなく、市民不在の中で沢山の税金を垂れ流してきたと。今までの負の部分のひとつの

形として特殊勤務手当の問題がございます。こういったところをオープンにして、改革していく市民の強い要請であるので、委員の皆さまには奈良市の現業職員の実態を踏まえて、これからの特殊勤務の在り方、その妥当性について、忌憚のない意見を頂戴できればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：それでは本日は第 1 回目の検討委員会ということで、委員の皆様に委嘱をさせて頂きます。会議時間の制約もがございます。委嘱状を委員の皆さまのお手元にお配りをさせて頂いておきますのでご了承をお願いします。僭越ながら委員の皆さまと事務局の紹介をさせて頂きます。この検討委員会は奈良市特殊勤務手当検討委員会設置要項第 3 条に基づきまして、4 名の委員で構成しています。委員の紹介を五十音順でさせていただきます。

上智大学法学部准教授の楠茂樹様でございます。

楠：楠でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：奈良市ごみ懇談会会長の倉本みゆき様でございます。

倉本：倉本です。よろしくお願いいたします。

事務局：松山公認会計士事務所の公認会計士松山治幸様でございます。

松山：松山でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：立命館大学政策科学部教授の森裕之様でございます。

森：森でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：次に事務局の紹介をさせて頂きます。奈良市総務部、小西総務部長でございます。小林総務部理事でございます。

それでは議事の前にまず資料の確認をします。委員名簿、設置要綱、公開要領案、資料 1～3、条例、規則、基準、中核市技能労務職の給与支給状況、ご確認をお願いします。それでは委員長の選任まで小西部長を仮議長として進めてよろしいでしょうか。

(了承)

それでは、小西部長、仮議長席へ移動をお願いします。

事務局：小西でございます。よろしくお願いいたします。本日の案件につきまして、ご協議頂きたいと思っております。まず案件の 2、委員長の選出についてでございます。委員会設置要項

第 4 条第 1 項の規定により、委員会に委員長を置き、と定められています。また委員長は互選によって定めるとあります。僭越ではございますが、私から委員長を推薦させていただいてよろしいでしょうか。お諮りを申しあげます。ご同意を得たということで森委員を委員長へ推薦させていただいてよろしいでしょうか。

森 了承

事務局：ありがとうございます。ご承認をいただき、委員長が選任されましたので、仮議長としての職務は終わらせていただきます。森委員長と交代します。

森：委員の皆さまからご賛同いただきました森です。円滑な議事が進められますよう皆さまのご協力よろしくお祈いします。案件の 3、公開要領について当委員会の公開について事務局より要領案のご説明をいただきたいと思ひます。

事務局：原則として公開ということで第 2 条に定めております。ただし情報公開条例 29 条に不開示とある場合は非公開となります。傍聴につきましては第 4 条ですが、ご議論いただきたいのは第 4 項となります。傍聴券は 5 枚で先着順となっておりますが、5 枚が適切かどうか伺いたいと思ひます。(文の説明) 審議のほどよろしくお祈いいたします。

森：事務局より説明ありました。原則公開するということですね。あと傍聴券の枚数が適当かということについて議論して欲しいということだと思ひます。1 つ目については異議ございませんでしょうか。では原則公開とするということを確認させていただきたいと思ひます。もう一点、傍聴券の発行を 5 枚に制限する理由はなんでしょうか？

事務局：大きな部屋がとれなかったとき、部屋が手狭になった場合にどうかと考えまして。

松山：5 枚に限ることはないと思ひます。場所によっては、無制限とはいひませんが例えば 10 枚とか、臨機応変でいいのでは。

楠：過去に制限して入れなかったことはあるのですか。そのような場合があれば、趣旨と違ひではないかということになるので、できるかぎり多く入れた方がいいと思ひます。10 名くらいを目安にして、最初から 5 枚と制限してしまうのはあまり合理的でないと思ひます。

森：テーマにもよると思ひますが、傍聴に 10 人來るといひのはあまりないように思ひます。10 人くらいなら狭くても何とか部屋に入りそうな気がするので、公開するとしながら人数制

限するのは趣旨に合っていないと思いますので、10名なら趣旨にも反しないし、実際にも希望者には傍聴してもらえと思うが、いかがでしょうか、それで問題なければ。

事務局：先生方のご意見は、入れるなら入れた方がいいということですので、「発行枚数は会議場に入場可能な枚数とし、先着順に交付する。」というのはどうでしょうか。入場可能な枚数で制限はさせていただきます、ということ。

森：それで趣旨は汲めていると思いますので今のご提案でよろしいでしょうか。では今の内容で修正をお願いしたいと思います。ほかよろしいでしょうか。

松山：公開についてですが、不開示情報の該当する事項はこの会議では出てこないということで、非公開の区切りは難しいので、非公開はないという前提で良いのですね。

市長：出てくることはないですね。

森：ないですか。情報公開条例29条の関係上今のご説明があっただけども、実際には支障はないということでもよろしいわけですね。ほかいかがでしょうか。

楠：会議録は速記録に近いのでしょうか。要旨とありますが、公開されているので要旨でいいという考えだと思いますがどういう形のもの。

事務局：考えているのは、要旨という形の会議録を考えております。

楠：だいたい全体的にこういう話があったという形で・・・

事務局：委員名は伏せた状態で、意見の要旨を書いていくと。全体で閉じ込めた要旨ではなくて、発言された要旨を積み重ねていくというところでの会議録を考えています。

松山：要旨と言うのは、発言者の氏名も書いてですね。

事務局：考えとしては、発言者のお名前は伏せることを前提といたしまして考えておりません。

森：対市民との関係で問題は発生しないですか。誰がしゃべったかわからないとクレームが来たりとか。発言者を匿名にすることは他の審議会でもやっておられたと思うのですが、それについて問題になったこと奈良市ではないのですか。

事務局：それは聞いておりません。

森：では一応匿名でサマリーを積み重ねていくという形の会議録でどうかということですのでそれでよろしいでしょうか。

市長：それも含めてご議論いただければと思います。事務局のたたき台ですので、公開にするというのが趣旨かなあとと思います。

森：簡単なものではなく発言の内容がわかるような形のサマリーだということと、あと発言者の氏名を公開するのかどうかというところですね。どちらでもいいかなとは、我々も責任を持って発言しますから、氏名を公開されるのは当然だと思いますし、一方でテーマに照らして匿名の方が発言しやすいというところもあると思います。その辺のご判断だと思いますけども。

楠：いずれにしても公開なので名前が出ようが出まいが困らない。読む方からすればどんなことが議論されたのか知りたいということが趣旨でしょうから、特に名前を出されて困ることはないですし、名前を出さないからといって市民に対してちゃんとした公開になってないじゃないかというわけでもない。これは私はどちらでも構いません。

松山：どちらでもいいと思いますけど、出す以上はガラス張りな形にして、発言者の氏名も書いて、そうすると要旨と言えるかどうかわかりませんが、そこまで全て出した方がいいかもしれませんね。

森：松山委員のご提案は氏名は出していいのではと。公開できる情報は出した方がいいのではということで、出す出さないというのは実態的には違いはないのかなと言うのが楠委員の趣旨だと。

楠：どちらでも全く問題ありません。

森：倉本委員は？

倉本：別に、はい

森：氏名を出した方がいいだろうということだと思いますので、誰が発言したかわかる形の会議録の作成を当委員会としてはお願いしたいと思います。他いかがでしょうか。なけ

れば4つめの案件でございます。資料1～3について事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局：資料1からでございます。経過でございます。平成18年4月に「奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例」、それに伴う「奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則」、「奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の施行に関する基準」の平成18年4月、平成21年6月と見直しをしました。条例の施行につきましても以前から支給されていましたが、平成14年度のごみ処理事業を対象とした包括外部監査によって、特殊勤務手当の一部の適正化を求めるという勧告がありましたので、平成18年4月に条例を制定し、見直しを行なったという経緯です。21年6月に再度見直しを行なっております。その後23年7月、給与実態調査において、国が措置しているものまたは同様の勤務に対して設けているもの以外の手当について不適切を指摘されました。平成18年以降につきましても、毎年総務省の給与実態調査におきまして、奈良市の特殊勤務手当30種類中24の手当が本来の趣旨から逸脱していることの指摘をされ、適正化についての指導を受けているというところでございます。

森：すみません、いくつ中のいくつ？

事務局：30種類中24の手当が本来の趣旨から逸脱していることの指摘を受け、適正化についての指導を受けているというところでございます。23年7月の実態調査においても不適切な特殊勤務手当について指摘されたところでございます。そういった指摘に伴いまして、平成23年12月の定例会において市長のほうより、「特殊勤務手当について、特に環境部に所属する職員においては、88.9%が特殊勤務手当を受給しており、奈良市全体の支給額の71.9%を占めるに至っております。市民の理解を得るためには、今後特殊勤務手当の根本的な見直しを図ることが必要であると考えているところ」という答弁があり、それを受けまして平成24年3月の定例会で奈良市職員の特殊勤務手当に関する改正条例案を上程させていただいたところでございます。しかしながら「見直しは必要だが、提案は一方的で拙速」、「環境部だけ半減では公平性を欠く」などの反対意見があり、ご承認いただけなかったところでございます。ただし特殊勤務手当の見直しについては必要であるとの議会のご判断のもと、環境部を含めた奈良市特殊勤務手当の検討委員会を立ち上げ、外部委員の意見を聞きながら、24年に手当のゼロからの見直しをご判断をいただく、というところでの検討を積み重ねて改正をするということで、24年中には改正をするという議会への説明もあり、特殊勤務手当の委員会を開催させていただいたという経過でございます。

つづきまして資料2でございます。特殊勤務手当の概略でございます。まず給与につきましては、在職中の給与については、基本的な給与は月額給料や扶養手当がございます。

その他の給与としては、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、特殊勤務手当等というものがございます。退職時の給与については退職手当を支給するという体系になっております。一般職の職員の給与に関する法律で、特殊勤務手当が規定されております。「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められる」者を対象とする手当ということです。特殊勤務手当の具体例として、支給要件として「その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるもの」を対象とし、刃物や熱湯を使う給食調理が危険を伴うものであっても、給食調理員にとって、調理が日常の業務であるように、その職員の職種から判断して、業務の特殊性・危険性が通常業務の範囲内と考えられる場合は、その特殊性・危険性は既に俸給で考慮されていると判断できます。その職種固有の特殊性・危険性に対して手当が支給されるのではなく、あくまでも、その職種が従事する業務の中にある、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務」に対して「その勤務した実績に応じて支給すること」が制度の趣旨となっています。奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例を抜粋しております。以上でございます。引き続き資料3について担当から説明します。

事務局：奈良市の特殊勤務手当の支給状況についてご説明させていただきます。

(資料3-1、資料3-2の読み上げにつき省略)

森：ありがとうございます。案件に先だつてご説明いただきました。なにかございましたらお聞きしたいと思います。

楠：先ほど不要なものがいくつかあると指摘されたということなのですが、30のうち具体的に24がどれで、そうでないのがどれかというのは。

事務局：国の基準にないものがどれかということになります。国の基準に当てはまるものが資料3-2の一覧表ですと3番(行路死亡人処理手当)、16番(道路舗装等作業手当)、17番(夜間業務手当)、28番(災害復旧業務手当)が国の基準にあるということになっています。国の業務と市の業務は基本的に違いますので、100%あてはまってくるのかというところは疑問がございます。

※17番を挙げたが、奈良市が国の基準に当てはまるものとして報告しているのは27番(外務手当)の誤り(事務局)。

森：4つだけですか。

事務局：国の基準と同じものが今の4つでございます。

森：いまおっしゃっていただいたのは4つですね。あと2つはどれですかということです。

事務局：27番の外務手当と26番の保育手当でございます。

※残りの2つのうちの1つは、27番の外務手当ではなく1番の奨励手当の誤り（事務局）。

事務局：外務手当については、すべてということではなくて、外務手当のうち、用地補償に関するものについては、国にも同じような種類の手当があるという判断においての適正支給ということになっています。ですので外務手当のすべてが入るというわけではございません。

松山：保育手当は一応適切ということですか。

事務局：そちらのほうは、AランクBランクCランクございまして、Cは国と制度が違う、Aは国と同じということで、Bはその中間となっています。BランクはAランク以外で国が何らかの措置を講じている、例えば保育手当については、独自の俸給表がございまして、ちょっと上乘せしてありますので、その分を措置しているというふうに見てあげようということです。奈良市では保育士は一般と同じ給与表でございますので、保育士の職員については保育手当を上乘せしているから近いかなあと言うことで、Bランクに当てはめて頂いておりますので国の指摘には入っていないということになっています。

森：つまり国のほうは俸給で見ているけれども、奈良市は手当で見ているから、同じものであるから適切であると判断されたということですね。

事務局：これは国のほうへ奈良市がABCをつけて報告しているだけでございます。

森：わからなかったのが、不適切と指摘されているということですか

事務局：不適切ではなくて、国と違うということです。

森：今日の資料では不適切と指摘されているという書き方なので、言葉のニュアンスの問題かもしれませんが、不適切と指摘されているのか、これは国にはないよねとされているだけなのか、そこをところを確認したいのですが。

事務局：国にないということは国にとっては不適切と言うことになっています。

市長：原文を出して下さい。担当者の感覚ではなくて。

事務局：給与実態調査の判定表を持ってきてもらえますか。この件に関しましては、ランク判定という形がありますので、それを見てご判断いただければと思います。あと最初人事課長から説明のありました、包括外部監査で平成14年度に4種類の手当の支給がそぐわないと報告いただいております。その指摘された4種類の手当については、18年4月の「奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例」が制定されたその時点で廃止させていただいております。ただ条例改正する寸前の18年2月に訴訟を起こされて、その結果従前の期間中、18年3月以前に支給していた特殊勤務手当については、総額3400万程度賠償命令が出まして、当時の市長、ならびに職員が損害賠償をしているという経緯がございます。

森：その資料を参考までにいただきたいのですが。どういうところが問題でどういう判断が下って市はどのような対応をしたのかという経緯を共有した方がいいと思います。今日無理だったら後日でかまいませんので送っていただければ。

市長：資料1の経緯についてももう少し事実関係を整理をして、より深くというイメージでしようか。

松山：平成14年の包括外部監査の報告書とそれと当時の措置状況を準備しておいて下さい。

事務局：それが訴訟に繋がるというところであわせて資料として提供させていただきます。

松山：ただその時の包括外部監査で指摘された4つの特殊勤務手当については。

事務局：18年4月の時点で条例改正によってすべて廃止を、皆勤手当とか、休日出勤手当とかそういった類ですが、今現在はありませんけれども、18年3月以前の環境部職員に対しての手当等は今現在は廃止されております。

松山：ということは当時の包括外部監査の指摘事項は、すべて改善されたということですか？

事務局：平成18年以降の特殊勤務手当の条例については措置をしていません。

松山：その時のテーマはゴミ処理事業についてでしたか。

事務局：ごみ処理事業全般の一部として職員の特殊勤務手当というのも問題になっており、措置が必要と判断されていました。

松山：わかりました。

事務局：資料なのですが、分量的にごみ処理事業全般についての監査ですので、手当のところの抜粋だけでよろしいでしょうか。

松山：私はそれでいいと思います。

森：他はどうでしょうか。先ほどの事務局の説明で納得できないのですが、例えば環境検査手当とか危険手当とか、国がそういう作業をやっていないとは思えないんですね。作業としてはあるけれど国は手当は出していないものを奈良市では出しているのが不適切とされているのでは、と直感的に思ったのですが、国が業務としてやっていないから、24のものは不適切という説明だったのが納得できないのですが、本当にそういうことなのでしょうか。

事務局：あくまでも奈良市では30種類の手当をつけておりますけども、国の方とは必ずしも合致しないと。

森：行政事務内容の違いがあるという話ですよね。それはわかったのですが、残っている24がすべてそれに当たるのかというところですね。

事務局：委員長がおっしゃるように、国の業務としてあるが、特殊勤務手当の対象にはなっていないものもございます。

森：その区分はされているのですか。残っている24の中で、国と奈良市の業務が違うからという意味で不適切とされているのか、国も奈良市も同じものがあるが、国は出していないが奈良市は出している、という意味で不適切だと言われているものとその区分はなされているのですか。その資料は頂きたいのですが。

事務局：国の手当は人事規則の中に載っているのですけれども、27種の手当がございます。当然それとは合わないものがございます。それ以外に先ほど委員長がおっしゃられた

何らかの国の俸給表と合致しているものについて手当で見ていると。

事務局：調べまして、また配付させていただきます。

森：検討の足がかりになると思うのでしていただきたいと思います。

市長：この手当はどこでどういう指摘をもらっているとか、国はないけれど奈良市だけであるとかそのあたりを整理させていただきます。おそらく法的に違法な手当が支給されているとかいう形式的な整合性ということについてはほとんどクリアされていると思うんですけども、法的には出すことができるけれども市民感覚として妥当かどうかというところが本来の一番メインの議論になるところかなと思います。このあたり、議論する大前提条件としての情報の整理というのは早急にさせていただきます。

松山：経過の説明の中で、つい最近の話ですけれども、奈良市の議会で改正条例案を上程されたのですが、「見直しは必要だが、提案は一方的で拙速」というようなことで否決されたようですけれども、その「見直し」というのは議会は何を指しているんでしょうかということをお尋ねしたいということと、「提案は一方的」ということはどういうことかということと、「拙速」というのはどういう意味かということ、議会としての話を知りたい。

市長：議会だよりでどの議員さんがどの条例に賛成したか反対したかというのが出ていますが、趣旨で申し上げますと、手当、公務員の給与に関わるものすべて削減をするのは何でも反対だという考え方もあれば、手当を見直すこと自体はやぶさかではないけれども、いわゆる組合と合意をしていない、決裂をした状態で提案をするということについていかがかというご意見がひとつ。それから組合との交渉期間が短いのではないかと指摘、このあたりが今ご質問いただいた点になるかと思います。

松山：今回こういう議会からのお話がありましたけれども、かねてからこの特殊勤務手当というのは問題にされていたと思うんですね。で、そういう中で行政部門もいろいろと検討されていたと思いますが、議会からの過去数年間における指摘事項はどういうものがあったのでしょうかということを知りたいです。

市長：ではここ数年間の議会で特殊勤務手当についてやりとりのあった質問、質疑の部分を抜粋させていただいて、まとめてお出しをさせていただきます。

事務局：どの時点のどの議会で、どういう議員からの発言があつて、市当局側でどういう答えをさせていただいたかという、5年分程度の資料をご用意させていただきます。

松山：よろしく申し上げます。

森：他いかがでしょうか。

楠：資料2の解説というのがありますよね。この解説というのは実際どの解説かというのは。もし言われたのであれば。

森：いや、言われてないと思います。この解説というのは一体、出典ですね。

事務局：この解説についてはオリジナルで、国家公務員の特殊勤務手当とはこういうものですよとご説明する為に、事務局で考えたものでございます。

森：下もそうですね。「特殊勤務手当制度の本来の趣旨を・・・」以下も奈良市のほうで作られている？

事務局：そうです。一部抜粋していますので100%ではないですが。

楠：例えば、よくあるもので会計に関するものであれば、財務省の担当が書いたものですね。それが実務の指針になっていることが多くてみんな参照するのですよね。そうすると国とか県が指摘するときは何か担当課が書いたものに基づいてこれは不適切じゃないとか言ってくるのが多いのですね。もしそういうもので、例えば立法の趣旨とか、何かの解説書等ですね、立法に携わった人間の解説書ですね、そういうものを参照するのであれば、おそらくそういう観点から良いか悪いか判断してきて、ABCというランクが付いてきているのではないかと思うのですが。そうするとまさにここに書いてある考え方からどうなのかということですね。奈良市がオリジナルで作っても国の考え方と違っていたらそれは大問題になるのでそこをちょっと確認した方がいいのかなと思います。ここに書いてありますけれども、「著しく危険、不快、不健康等」ですね。もともとそういうような業務であれば俸給に入っているはずだということですので、別枠で設ける話はないという解説なのですよね。でこの解説が奈良市の指針である、あるいは国の考え方であるというのであれば見直さなければいけないわけですよね。俸給に入っていないものを出していますというのが解説とは違う話になるので。そういった観点から、1個1個検証していかなければならないと思うのですよね。で委員長とかぶるのですが、気になるのはそういう指摘を受けたわけですからこれらの観点から見直さなきゃいけないわけですよね。そういうような検証をされたのかどうかということですよね。されないで「いや奈良市は別ですから」、ということではだめなので、県なり国なりが言ってきている話に対してゼロ回答なのかというこ

とですよ。それはやはり気になりますね。奈良市は違いますから、という説明ではこの解説と違うではないですかということでは説明がつかないのでその辺を確認していかないといけないのではと思いますね。

森：奈良市は手当で見ていて国は俸給で見ていたというのも立法の趣旨に合っていないと、本来それは俸給で見るべきだということになるのではないかとということも含めてになると思うのですよね。いずれにせよ指摘されたものの詳しいまとめをいただかないといけないかなと思います。あと奈良市でつくられた解説の、調理員の後のところが重要だと思っ
ていまして、「職種から判断して、業務の特殊性・危険性が通常業務の範囲内と考えられる場合は、その特殊性・危険性は既に俸給で考慮されていると判断できます。」というところは楠委員がおっしゃったような国のほうで解説を書かれた文書なり書物を使われているのでしょうか。

事務局：こちらのほうは文書を一部引用しているところもございましてその辺も整理して資料として出させていただきたいと思います。

森：ポイントがあってればいいのですがね。なぜこれが重要かと言うと、具体的な特殊勤務手当の、今問題になっている清掃職員のところを見ると、ほとんどそれに当てはまるように見えるのですよね。

市長：支給しなければならない、ではなくて、支給することできるというのが疑問だと思いますので、これは財政状況とか、市独自の地域特性を含めて、払うことはできるけれど払わないという選択肢もできると思いますし、このあたりの法の趣旨の部分と地方の財政の自主性の部分ですね、このあたりの判断の部分で議論になるところかなと思います。

松山：今の話で、先ほどの説明で行旅病人処理手当と言うのは表では0なのです。ところが実績はあって担当課から請求がないためにここでは支給実績としては0ですという説明がありましたが、そういう事例は他ではないのでしょうか。もしくは該当する場合はもれなく請求されているのでしょうか。

事務局：27番の外務手当には一部含まれるものがあると聞いております。条例上は含まれる勤務を行なっておられるけれども、担当課の方で請求行為を行っていない手当があると聞き及んでおります。

松山：ということは他ではそういう事例はまずないということですね。

事務局：他に関してはほぼないと思います。あと補足して説明させていただきたい部分がございます。先ほど給与係長から、国の方では俸給表で考慮されているというような、国と奈良市で本来給料表の状況が全く異なるという事情がございます。国の方は30～40種類の各職種によって給料表が分かれていると。行政職、医療職、教育職、公安職、福祉職、税務職、それぞれ1表から3表と言うさまざまな形で実態を考慮されている部分がございますが、奈良市の場合は行政職1表ということで一つの給料表でこの3,011人の給与の区分けをしている状況もございます。その分今まである程度、保育士の手当と言うような形で手当待遇しているというような、国と奈良市の状況の違いもあるかなと思います。あと3-2の資料で各30種類の手当のなかで、国に同等のものがある4種類と保育手当等で説明させていただいたと思います。そのほかの環境部のごみ処理手当であるとか、火夫の手当、並びに消防職の手当、これは国に全くありませんので、そういうものが給与実態調査の中でB判定ないしC判定という形で判定されていたと思います。国には全くないけれども、例えば水火災手当は火災現場に出動した時に出る手当ですので、そういうものはB判定というかたちで頂戴していたということです。今ここに資料がありませんので、正確なところは申し上げられませんが、そういうふうな形の判定がされていたと記憶しています。ただし、同じ消防のなかでも、危険手当であるとか消防技術手当というものについては、支給根拠に乏しいというような判定がされているということです。正確にはまた後日各委員の皆様にもどのような判定がされていたのか説明資料をお送りさせていただきたいと思いますが、基本的にはそういった形の、国にない手当であっても何らかの形の判定がなされているというふうに思います。

森：基礎自治体の手当ごとの大きな表はいただいているのですけれども、手当の内訳ごとの他の自治体との、これはある、ない、というような比較が欲しいです。中核市とか類似団体だけでもいいので。

市長：中核市の中でどうかという比較をよくしますので、他市で例えば環境部門、ごみ収集部門を直営でかかえている自治体に絞って、同じような形でやっているところという、中核市41のうち半分ぐらいになります。

事務局：今41の中核市については調査中ではございまして、本日の会議には間に合いませんでしたので、次回の会議までに先生方に目を通していただきまして、次回の議論に活用していただきたいと思います。

松山：平成21年頃、大型ごみの業務手当の住民監査請求があったのですよね。その状況を次回でもいいので委員会で説明していただけますか。

事務局：今でも説明させていただきます。資料1のですね、平成18年4月のところで、平成21年6月に再度一部基準を見直しておるといっていますが、これは監査請求に対応した部分でございまして、当時の監査請求はですね、大型ごみに従事する手当のうちに、大型ごみの電話受付に対しても、特殊勤務手当が払われている。これはごみ処理の一部と言え一部ですけれども、電話業務というのは通常特殊勤務手当を支給するほどの不快危険困難な業務ではないということで、こういった受付業務にまで特殊勤務手当を支給するのはいかがなものかというような監査請求であったと思いますけれど、その分については監査委員のほうから支給が適切でないという監査をいただきましてその部分は組合交渉をいたしましてこの21年6月に、そういった部分については支給しないというふうに基準を変更したという経緯でございます。

松山：わかりました。それ以降特殊勤務手当についての監査請求というのはあるのでしょうか。

事務局：それ以降はございません。補足して説明させていただくと、さきほど委員の方から、不適切な手当があるのではないかと県の方から指摘されているのに、その間どのようにしていたのかということでございますが、組合に関しましては、特殊勤務手当の改正の交渉は毎年させていただいております、ただ、今回の議会でも問題になりましたが、この技能労務職の給料月額の実態がですね、一般の事務職とかなりかけ離れたものであるということがあるということで、格差是正というものを、特に従業員労働組合は要求しております、格差是正がなされない限り特殊勤務手当の改正も応じられないということで、ずっとこの間、議論が平行線になっていて、なかなか特殊勤務手当の抜本的改正がなされていなかった。さきほど給料表の実態等もご説明させていただきましたけれど、そういったような実態がありましたので、なかなか特殊勤務手当の抜本的な改正がなされなかったという事情がございました。

松山：それは組合側の理屈で、国の理屈ではないですね。

事務局：あくまでも私が説明させていただいたのは、組合側の理屈でございまして、要するに給料月額、先ほど俸給の方で考慮されているという議論がございましたが、そちらのほうで考慮してくれないことには、この特殊勤務手当の改正の協議には応じられないというような形、これはあくまで組合側の理屈でございます。といったことで、この特殊勤務手当の改正案件というのは平成18年以降前に進んでいないという事情がございます。今回はそのことも含めまして、3月議会の議論の中で議会側の意見としてこのような意見を書かせていただいておりますが、一部議員の中にはそれも含めてですね、議論をする必要があるのではないかとというような意見も頂戴しております。

楠：その技能職に関して格差があるという話では、市としては少なくともそういうものではないと。ちゃんと反映されているという合理的な根拠はあるわけですよね。その合理的根拠に対して、組合は認めていないわけですから、また議会には説得できないわけですから、その根拠では。一部の議員は、合理的でないという発想をしているわけですよね。

市長：おそらく組合側の主張を丸々呑んでいるだけの話で、細かいデータに基づいた議論をなされているというふうには思っておりません。

楠：我々としてどこまでできるかという話になると思うのですけれども、そもそも特殊勤務手当が必要かどうかという話の時に、基本となるような給与というものが、不合理であるということは話が別になるわけですよね。だから我々としてもどこまで踏み込めるのかってというのは、決めなければいけない話だと思うのです。その部分も含めて特殊勤務手当を見るのか、それとも特殊勤務手当だけを見て、おかしいものだけをピックアップするか、これを見ると額が突出しているものがあるわけですよね。3-3なんか見るとですね。私も病休の問題やりましたので、その問題は結構大きな問題であるということは小西部長とも話しましたがけれども、不自然な病休があって、その病休に対して、区域外手当っていうのですかね。区域外のものに対して、本当は受忍限度内のものであれば給料を追加する必要はないと思うのですけれども、特殊勤務手当を払うからみんなそれで黙るという状況があるわけですよね。だから休む方も休みやすいし、休まれた方もそんなに不満が出ないということで歪んだ状態になっていて、それでこれだけ額が増えているというのが実態だと思うのです。ただもちろん、病気になって休まれる方もいるので、全部が全部どうだという話はできないけれども、この数字を見ると突出しているというのは何かここに歪みみたいなものがあるはずだっていうことは言えると思うのです。だから病休の委員会で色々やったので、そっちとのリンクで考えちゃうんですけれども、そういった問題ともリンクしてという話なのですよね。ですから業務改善みたいな話も含めてやらないと、病休の方が全然解決しないのに、この部分だけ見直すというのは、もちろん市民に対して説明のできない要素がたくさんあるのですよ。それが重なって変な均衡になっちゃっているという、その実態だと思うのですね。なかなか我々の委員会としてどこの部分をピックアップして何か提言していくとかいうことについては、個々だけ見ていると説明のできないものが沢山あってですね、じゃあなんでそんなことになっているのかということを考えていくと、他の要素が重なってくることもあるんですよね。要はもともとの俸給が低いということだから、そこで特殊勤務手当が出て黙らせているという実態があるわけですよね。解説書かれてあるところを見ると、意味不明な制度が運用されているということになっちゃうのですね。ただ実態を聞くと、そういうところで皆もめないようになっているというのでこういうことが残っていると。だから市民はわからないわけですよね。なんでこんなものがあ

るのですかと。おかしいじゃないかという話がいつも出てくるのだけれども、なかなか改善しないというのは、おそらく色々な要素がちょうど均衡になっちゃっているというところがあると思います。だから我々としてはその部分をきちんと見ていかないといけないかなと思うのですが、ただいずれにしてもやり始めると、どんどん広がっていくものなので、例えばごみ処理一つだけ見てもどんな事情があって今の現状があるのか、また我々として何をやっていくのか。おそらく、今日と次回くらいまでは色々と説明をしていただくことになると思うのですが、何かこう、検討していく段階で何を見ていくのかということについては、一定の物差しがないと結局みんな言いたい放題でまとまらないというのはあると思うのです。

森：まあ今ご指摘いただいたことは今後のことに関わってくると思うのですが、つまり他の外的条件を全く無視したまま、ひとつひとつ規定に照らしてどうだああだと検討していくと。我々はそれを出してしまっただけでは奈良市で考えてくれという話になるのか、外的条件も考慮したうえで、ここの委員会として検討していくのかという、大きくはそこだと思うのですね。その外的条件が何かというのは、さっき出ていた俸給表の話だったり、人員の配置が少ないとか、いろいろあると思うのですよね。そういったものを全部出させていただいてそれらをすべて考慮した中でこの手当はどうかと判断していくのか、場合によっては手当出すのはおかしいから俸給表をきちっと改善すべきだと踏み込んで、この委員会で提案していくことになるのか、そこのところ非常に大きいと思うのですよね。で後者の場合は相当時間をかけていかないと大変だろうと。奈良市のご事情もあると思うのでね、ある程度方向性だけを示してほしいということであれば、そういった外的条件を無視したまま、条例に照らしてどうかという形のをまとめて出すことになると思うのですけどね。

事務局：よろしいでしょうか。楠先生は病休問題検討委員会の委員をされたのでよくこの問題についてもご存知かと思うのですけれども、病休問題にもいろんな外的要因がいろいろありまして、なかなか病休問題に絞って話をすると、やっぱり併せて色々な問題が出てくるという事情が環境部にはあったと思います。今回については環境部以外、全ての奈良市の特殊勤務手当ということもございまして、環境部に突出した意見だけではなく、他の消防職であるとか、保健所であるとか、そういった他の議論もしていただきたいわけですが、特に環境部に限っては、病休問題の時でもある一定前提条件がクリアされた上でこうしたらどうかという意見も頂戴したと思いますので、そういった形で議論を進めるというのも一つ方法かなと考えます。

楠：実際1個1個をとっても1個1個の委員会が必要なくらいハードなテーマであると思うのですよね。ただいずれにしても、病休の問題と切り離して考えても、個別に説明で

きないのが多いのですよ。例えば担当区域外といっても、仕事として受忍限度を超えないものに対してなんで手当が入るのか。結局は病休と絡むのですけれども、自分のところしかやらない、他のところなんてやらないぞという声のために払っちゃっているということがあるわけですよ。結局それは現場の方が言い勝っているということになるので、それは本来の趣旨とは違うわけですよ。何でそうなっているかという、さっきの問題と絡んできて、結局一部の人たちがわけわかんない休み方をしているのにどうして自分らがやるんだという不満がいろいろあって、その不満を両方とも抑えるためにはお金払っちゃえという話になって、だんだん財政を圧迫していくわけですよ。だから結局突出しちゃうわけですよ、そういう状況がもしあれば。もちろん全員が全員そういう状況というわけじゃないと思うのですが、一部でもそういうものがあればそういうふうな事情でそういうふうな現状になっているということがありますので。例えば18番（過重作業手当）、個別の問題は後でやらないといけないと思うのですけれども、担当区域外だから特殊なものか。不快なものか。危険なものか。もともとそういう業務にビルトインされているものであれば、誰かがいないからじゃあ追加でお願いね、ということについて、なんでそんな特殊なものとして扱うのかということを説明できないのですよ。なんでそういうものがあるかという、今みたいな事情があるから払われ続けている。だから本当に特殊なもの、制度の趣旨に合致したものであればいいのですが、そうじゃないものが生き残っている、あるいは支払われている、それも大量に。この現状というものはやっぱり把握しないといけないのかなと。というのは額的に突出しているものはやっぱり集中的に見ていかないといけない。我々の委員会でも、前の病休の委員会でも、というかこのノルマ制に関して、ノルマを超えたものに関してはこれはもう別枠ですよと前の委員会、5年前の委員会でもやっている。あれを今回見直そうと言っているわけですよ。そういったものが結局残っていて、超えたものに関しては払いますよと、いうのはまさにこれとのリンクですよ。そういった1個1個のものに関しても、制度の趣旨と違いますね、説明がつかないから見直ささいということ言って、見直す時また委員会ってことになるのですよね、おそらく。そういった現状が治らない限り、もともと俸給低いからとか、ハードな作業だからとかという形で進まないことになってしまうので、だからどこまで含めて考えるのか、この委員会を出したものがそのまま市民に説明できるものになっているか、その辺までは考えていかないといけないと思います。例えば先ほど部長おっしゃったようにやり始めたらすごく大変、1個1個取り上げるのは。だからその辺は見直すことには非常に賛成なのですが、どこまで見直すのかということですよ。

市長：今楠委員がおっしゃったように、あくまでも本来の法の趣旨に照らし合わせて、妥当性がどうかという点と、今の奈良市の状況の中で市民の理解が得られるかというこのあたりでご判断をいただいて、あくまでも手当論として何を残して何は見直すのかということにしていただくのが委員会をお願いをしたい集約した部分になります。それ以外の全

体の給与体系がどうかというところまでいくと非常に膨大になるかなと思いますので、このあたりは一般論も含めた全体の給与の議論と関連をしていきますし、そういう意味ではあくまでも特殊勤務手当の手当論に集約をしていただけたらいいかなと思います。

森：市長からそういうご提案があって、現実的な我々の業務の範囲かなあとと思いますがいかがでしょうか。楠委員は。

楠：結構ですけれども、実際に提案した後また大変な作業になるのでは・・・。

森：実現は委ねると。我々としては手当論として純粋に絞ってあるべき論でということですね。

松山：そのなかで一番話に出ました特殊勤務手当18番の過重作業手当ですね、私これ理解していなかったのですが、担当区域外の廃棄物云々というのが書いてあるのですけれども、これについて説明を。

事務局：これはまず主に収集作業の形態の分で例を挙げさせていただいているのですけれども、先ほど楠委員からもノルマ制という話があったと思いますけれども、奈良市の収集作業員は、自分の担当区域というものを持っておりまして、ある一定範囲内のごみを1日かけて集めるとというのが本来の、これは3人1組チームで1つのパッカー車に乗って、一定事前に与えられた自分の担当区域のごみを収集すれば、それで1日の自分のごみの収集業務量だということで1日のノルマとして与えております。それでこの場合、もし職員が全員出勤すれば担当区域内のノルマを果たせるという体制を組んでいるのですけれども、病気で休んだり、年次休暇で休んだりすると、担当区域が人数的にも欠けたりします。そうした場合、担当区域外の者が違う区域を収集した場合に手当の支給対象になる。また本来3人で収集区域を収集するのですけれども、1人が欠けた場合、それが手当対象となるところが過重作業手当になっておるということをございます。

市長：4時までが勤務時間なんですけど、12時で終わったら残る4時間は待機ということで、普通であればその時間内フルで仕事をして然るべきなのですが、自分の取り分が終わればもうそれで後はしなくてもよいという文化でずっと来ています。ですので、今5,250円が一番高い過重作業手当ですが、これは本来3人で乗るパッカー車を2人で動いてそれでなおかつ倍の仕事をしたという点で5,250円ということですので、これが1回につき出るということです。

松山：だからそういう意味では担当区域外を4時までには回るんですね。

事務局：基本的にはそうですね。よほどのこと以外は。

松山：普通は担当区域外を回らなければ12時頃にお仕事が終わって、4時ごろまではどこかで待機しているという話ですね。

事務局：若干曜日とかで異なることもありますけれど、平均すればだいたい半日強くらいで、今は昼からも必ず作業をさせておりますので、今はだいたい作業終了時間はどの日でも2時程度にはなっておると思います。

松山：わかりました。

森：他いかがでしょうか。詳しい説明はヒアリングの時にでも。

松山：ヒアリングはやはり担当部署からするということで？

森：それについて今後の進め方ということで、事務局の方からご説明いただけますでしょうか？

事務局：今の委員のお話の中で、やはり手当の実態等について他市の状況も含め、また担当部署等からの資料も含めたものに基づいて、次回以降担当部署から説明をするという形を2回から3回程度で行いたいと、その妥当性も含めてご検討いただくという手法をご提案していきたいと考えております。大まかに分けさせていただければ、環境部、消防、保健所、その他という感じに分けられるかなあということを考えております。この辺はあくまでも事務局側のご提案という形になりますので、今後の進め方について、もっと細くなるのか、幅のある形でいくのか、その辺りのご意見をうかがいたいと思いますのでよろしくご指示の方をお願いいたします。

森：今の事務局からのご説明ですと、この30種類の特殊勤務手当の再検討をする作業をすると。その際にグループに分けて2、3回くらいのヒアリングの機会を持たりたいけるのじゃないかということでしょうか。

事務局：ざっくりとしたグループ分けをさせていただければということを考えております。

市長：ただ全体として、答えをいただいてから組合交渉をして議会に諮るということがありますんで、一応考えておりますのはあと3回くらいで最後の結論をいただけないかなあ

というふうに考えております。ですので、全ての手当について全ての所管課をヒアリングをするというのはかなり厳しいのではないかなあというように思いますので、どういう形で実態を把握いただくことがいいのかというところをご意見いただければというように思います。

森：というご提案ですがどうですかね？ ちょっとやってみないとわからないですもんね。確かにあるとは思うのですけどね。一応今言われたように2回から3回程度で何らかの提言を出してほしいということですけども。

松山：そういう意味ではある程度あらかじめ絞り込むということですかね。そうしないとなかなかできないですよ。

森：そうですね。特徴とか金額とかで絞り込んだものを事務局と我々の側でこれとこれは問題じゃないかというところでそれに集中してやってしまうのか、それかもう全部で30種類をやってしまうのかどちらなのかということだと思うのですけどね。一応趣旨としては30全部やるということですよ。

事務局：例えば、委員4名の方で、これとこれとこれはいいだろうと。廃止予定というものもありますので、これは議論をする必要が我々はないと思っているのですけれど、それでいいのかどうかと、あとそれぞれの30種類の手当について、これは議論をする必要があるであろうということで、委員4名の合意でその項目を抽出していただくことになれば議論する項目はかなり減るということもありますし、あとそれ以外に奈良市の特徴的な手当といたしまして、保健所に対する手当が一切支給されていない。これは保健所自体が中核市になってから事業が入ったということも含めまして、他の中核市では保健所に対する手当、保健所のいろんな作業は危険な作業が伴いますので、それに対しての手当が一切されていないということで、これ以外に新設の手当ということでこの30項目以外についてもご議論していただけないかという手当が数種類程度ございますので、それを含めてご議論をお願いできたらなと考えております。

楠：先ほど県の方から指摘があったという話で、指摘がなかった部分、不適切といわれなかった部分に関しては、運用としてはどうか解りませんが、制度としては別にいいのかなと思いますけどね。ただそれを運用まで見るのかというところも一つのポイントだと思うのですよね。制度それ自体はいいんだけど、出し方がおかしいというところまで含めるとキリがない。制度として趣旨に合っていないものがどれかということであれば、先ほど不適切といわれなかった部分に関しては、これはあえて検討する必要はないという言い方もあるかもしれません。

松山：それを言いますと例えば26番の保育手当と言うのがあるのですね。これは県からは特に指摘を受けてないと。しかし特殊勤務手当だけみると議論をする必要があるのかなと。

楠：出している金額順に見るとか・・・。

市長：全体を対象にさせていただいた中で、ここの議論のレベルでフィルターをかけていただけのものと、もうちょっと細かい実態をヒアリングを通していただくべきものと・・・。

楠：そうするとヒアリングかける前にもう一回スキャンしなきゃいけないわけですね。

事務局：各個別の担当課の方から、今の該当する手当につきまして、現状どういう形でこの手当を支給、またはその目的としてというような調書の回答を待っている状態でございます。それをこちらで取りまとめて資料としてご提示させていただくことも思っていますので、各委員の方に事前にお渡しが可能かなと考えております。

森：いずれにせよその評価シートも含めて、他市の比較等を含めたものを見た上でどういうふうに進めていくかを判断する以外にないかなと思うのですがね。

楠：この今与えられた情報で1から30までどうするかというのはちょっと。私は個別にはある程度知っていることもあるのでそれは解るのですけれども、その他についてはほとんど基本的な知識もない状態ですから。ちょっとこれ、次回に何をするかということも考えないといけないですね。

森：進め方として、次回いきなりヒアリングと言うのは無理だろうという感じがします。ですので、今日出されてきたような資料を事前にいただいた上でそれを次回の会議までに我々が目を通してきて、それでどうしたらいいかということはこの会議でもう一度議論して、その後で個々の部局へのヒアリングなり、評価シートの評価の仕方とかを検討していくという流れになると思うのですけどね。いずれにせよ次回にはこの委員会で具体的に検討していく枠組みと言うか、進め方をもう1回やらざるをえないという感じがしているのですけどね。どうですかね。

松山：30あって重い軽いはあるのですけれども、その実態をそういう関係資料で知りながら、それぞれの思いがあると思います。これらは本当に特殊勤務手当の趣旨に沿っているのか沿っていないのかということ、それぞれの思いがあると思いますので、その辺をぶ

つけ合うというのもいいかなと思いますね。

森：今後の進め方なのですが、次回これから日程調整に入っていきますけれども、次回と
りあえず今日出た資料をできるだけ早く委員の皆さんに送っていただいて、それを各委員
の方で見てきて、どういうふうに進めていったらいいかをもう一度顔を突き合わせて議論
して決定するというので、次回いかがでしょうか。

事務局：書類等の作成も含めまして、ちょっとお時間頂くわけですが、まず次回
の日程の決定ですね。

森：そうしたらもうこの場で日程調整入ったらよろしいですか。進め方はよろしいですか、
今ので。

楠：ヒアリングがすぐ入るよりは1回資料をまとめて検討した方がいいですね。

森：次回は今申し上げたような形の会議をもう1回持つと。でその後ヒアリングに入って
いくと。一応今日の委員会の方針として持ちたいと思います。

事務局：各委員の解釈にも違いがあると思うのですが、前半に話をして、後半にヒアリ
ングをするということも可能ですので、その辺りも含めた進め方をご議論いただければと
思います。

森：それをやるとどうかなあ。やってみないとわからないこともありますよね。

事務局：わかりました。ではまた資料を送らせていただいてというところで。

松山：ある程度小分けはできるのじゃないですか。これは特殊勤務手当としては特に問題
はなかろうというのと、なんぼなんでもこれはめっちゃめっちゃやぞというのと、その真ん中
くらいと。その方向性くらいは次くらいに見ておかないと。

森：次の会議の議題にしたいと思うのですが、今事務局が言っているのはいきなり担当
課の説明を設けたらどうかという話なのですけどね。うまいこといくのかなあという。

事務局：こちらが思っているだけです。

森：どうですかね、それでいいという話であればやったらいと思いますし私の個人的な

感覚としては、議論が結構いるかなという感じを受けているのですけどね。

楠：それこそワッとやって色んなことを聞いてどうまとめるのという時に、またその話に戻る気がするのですよね。色んなこと聞いてなんとなく情報は共有できるのでしょうか、結局本当にこれはどうなのという話をもう1回どこかでしなければいけなくなって、でその時にまたいろんな資料とか、でもう1回聞こうみたいな話になるかもしれないですよ。だから時間さえあれば何度でもやれば良いと思うのですよね。だけど時間的な制約があって、まあ何回か決まっているわけじゃないと思うのですけど、効率よくやらなきゃいけないので。おそらく事務局の方としてはある程度まとめる方向でどんどん話を進めて行きたいと思っているのでしょうか、我々としてまとまらない方向でどんどん話が進んじやうと收拾つかずにもう1回同じことを繰り返すという可能性もありますよね。それも委員長決めかねていると思うのですが。

森：もう1度枠組みというか、この調査を進める枠組みをきちっと定めた方がいいというふうに受け止めたのですけどね。

楠：次回何を決めるのかということも私イメージないのですけど、例えば担当の方にいろいろ聞くと、いろんな事情があってという話を持ってきて、その色んな事情を聞いた上で、いやそんなもの関係ないと、いつもがそうでも制度はおかしいのだと割り切っちゃってやるのか、制度論のことを担当課に聞いてもあんまり何も、むしろ実態の方でずっと話をするとするんですよね。だから制度としてどうなのかという話については、これはむしろ制度を作った人間に聞かないと、運用している人間はなかなかあまりその辺を考えてやっているわけではないと思うのですよね。むしろ総務省さんに聞いた方が早いという。

市長：まあ今までずっと手当があるから漫然として払っていたというニュアンスでしょうね。

楠：だから制度論で、あるべき論をやる時に、あるべき論については特に何か有益な回答がなくて、実態の方だとか、こういう問題が実際にあって本当はおかしいと思ってるのだけれどもこういう事情で払っていますということはもしかしたらあるかもしれませんけれども。

市長：制度のとおり運用されているものについてはそれ以上の問題はないという。

楠：だからあるべき論という形で制度の趣旨と実態の存在する程度が合致しているのかということについて、どこまで現場のヒアリングが・・・。

森：手当の根拠としてはいいと思うんだけど、例えば金額だとかまでやらないといけないということにいうことであれば、多少給与の話も聞かないといけないのかなとは思うのですが、これ残すか廃棄かというだけですと、まあ効率よくできるかなと思うのですがね。

楠：だから実際には、私も一部しか知りませんが、本来は払うべきじゃないのに、制度があつてとりあえず払えるものは払ってしまっていると。先ほど市長がおっしゃっていましたが、払えるのか払えないのかという、払ってもいいのかそうでないのかという問題と、実際にそれだけの体力があるのかという問題と色んな見方があると思うのですね。だから払えるのだから払っちゃおうという形で、払っていれば実務が回るんじゃないと、どちらかというとも本来の趣旨と違う形で、その場のやり取りの中で払ってしまっているという実態があると思うのですよ。その実態についておかしいと、制度それ自体はいいのだけでも、実態がおかしいというのであれば、それは是非ヒアリングした方がその点までいろいろちゃんと聞けると思うのですよ。そうすると今度実態の悩ましきみたいな話が出てきて。そうすると、そこまでいろいろ聞いてしまった上でそこはスキップするのか、それとも実態まで考慮した上で、実態と本当の趣旨が乖離しているからおかしいよねとだけ言うのか、ですよ。そこまで言えれば充分だと思うのですがね。本来の趣旨はこうなのに、払い方はこうなっていると。説明が付きませんよね、と。それだけでも大変な作業かと。

市長：おそらく、必要性あるかないのか、0か1000かの議論はかなりしていただきやすいと思うのですが、今1,000円で払っているものを500円だったらどうかという議論は、非常に皆さまにはご議論いただきにくい部分になるのかなと思いますんで、あくまでどの手当を残し、もしくは新設をするか。で必要性がどれだけ高いか低いのか、というところに最後の出口のイメージを持っていただいた方が、5,000円を1,000円にとかというところに行くと、財政的な状況とかとの兼ね合いも出てきてしまいますので、あくまで皆さまからいただいた重みづけといいますか、マルとバツ、もしくは、必要性は認めるけれどもちょっとそれは多すぎる、とか例えばそういった方向性をいただいたらそれを踏まえてどの手当についてはいくらに改正をするとか、というのは市側の今後の宿題の部分になるかとも思います。そのあたりどこまで委員会にお願いをして、そこから後の部分をこちらでいただくのかという今後の進め方をしっかりと線引きをしておかないと議論がどこまでも広がってしまうというご懸念はまさにそのとおりだと思いますので。

楠：これも議論しなきゃいけないのですが、思いついたアイデアですけれども、判定シ

一トみたいなものを各項目に作って、制度としておかしいものはAとか、制度それ自体としてはいいんだけど、実態が不明であるとか、説明つかない実態になっているものはBとか、問題無いのはCとか、そういう形で仕分けといたら言い方がおかしいのかもしれませんが、そういう形で色んなヒアリングを通じてわれわれとしてどういうふうに認識したのかということ、何らかの形で色分けしてもいいのかなど。だから外部監査に近いのかもしれませんがそういったことをやっていくのも手だと。ただもちろん、結論が出るわけじゃないのですけど。市民に対して説明ができるものとできないものの色分けぐらいはできるのかなと思うのですよね。われわれもそういうふうな意味で選ばれていると思うので、われわれもそういうふうな観点から説明できない、できる。で、できないので市としてもできない、組合もできない、議会もできないというのであれば廃止ですよ、それは。それはできないと言われた以上できるといった人間に説明責任がかかるわけで、説明して下さいと。議会でおかしいと言うのだったら議会の方に、我々として説明できないと言ったのに説明できると言った以上は説明して下さいとその担当の議員さんに説明してもらえばいいと思うのですよね。堂々と。そういうところのきっかけを作るだけでもいいのかなど。ただ個別に厳密に考えてどうかというのは、なかなか物理的な時間の制約もあるので、そういったものが我々の課題かなと思うのですけれど。我々としてはやることやって説明つくつかないかの議論をしたわけだから、それでも説明つくというのであれば是非していただきたいと。

松山：様式は別として今おっしゃった判定シートのようなものはあった方が分かりやすさもあっていいかなと思いますね。要はですね、最後の出口はやはりそれぞれの特務手当が廃止するのか、存続するのか、で場合によっては見直しというような結論はやはり出していく必要は当然あるでしょうね。

楠：これはおそらく判定の後に、コメント出てくるかもしれない、検討すべきであるとか、実態を見直すべきであるという形のコメントがつく判定シートみたいなものが出るとわかりやすい。市民に対しても、シートが出てきた方がわかりやすいですよ。

松山：ちょっと考えていただいたらどうですかね。目的は一緒なのですが、様式については。

森：では事務局から事前に評価シートを、さきほど各部局に回っているとおっしゃいましたが。

事務局：それも含めまして委員長とご相談した判定シートのたたき台をもって委員さんの方にメール等で事前にお知らせさせていただいた上で、次回の委員会にかけたいというこ

とで今用意をしています。

森：今出口のイメージとしてはきちっとした評価シートを全ての手当について作るのが委員会のイメージ・・・。

松山：委員会としての結論も出さないといけない。

森：もちろん個別の手当について結論がシートの中に入っているイメージなのですが、それを作り上げるというイメージかなと思ったのですがね。

楠：30個について詳細に書くというよりは、スキャンしてこれは大丈夫でしょうというものに関しては、まあ例えば最初から置いておくとか。

森：理由を書けばいいわけですね。

楠：そうですね。で検討したものはこれだけです、という形を作れば説明にはなるのかなと。

事務局：資料を作成して送らせていただくちょっとお時間頂きまして、日程調整も含めた上で考えさせていただきたいと思います。

森：日程調整については委員会が終わってからするということで、後何かございましたら最後お受けしたいと思いますけれども。なければ本日の委員会これで終了させていただきますがよろしいでしょうか。ではこれを持ちまして本日の検討委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。